

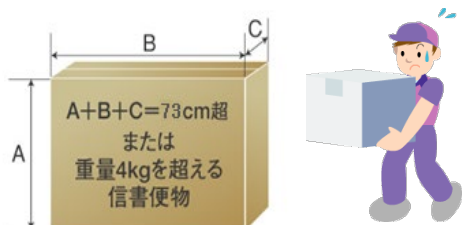
信書便事業の概要と近畿地方における信書便事業参入の現状

特定信書便事業の役務の概要

【大型信書便役務】（1号役務）

長さ、幅及び厚さの合計が73 c mを超え、又は、重量が4 k gを超える信書便物を送達するサービス

➡ 本社支社間の社内連絡便、貨物と信書の同時送達など



【3時間役務】（2号役務）

差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス

➡ バイク等を利用した急送サービスなど



【高付加価値役務】（3号役務）

料金の額が800円を超える信書便物を送達するサービス

➡ メッセージカードの配達、遠距離の急送サービスなど



管内の特定信書便事業者数

近畿管内に拠点を置く特定信書便事業者は、令和7年6月23日現在で107者となっています。

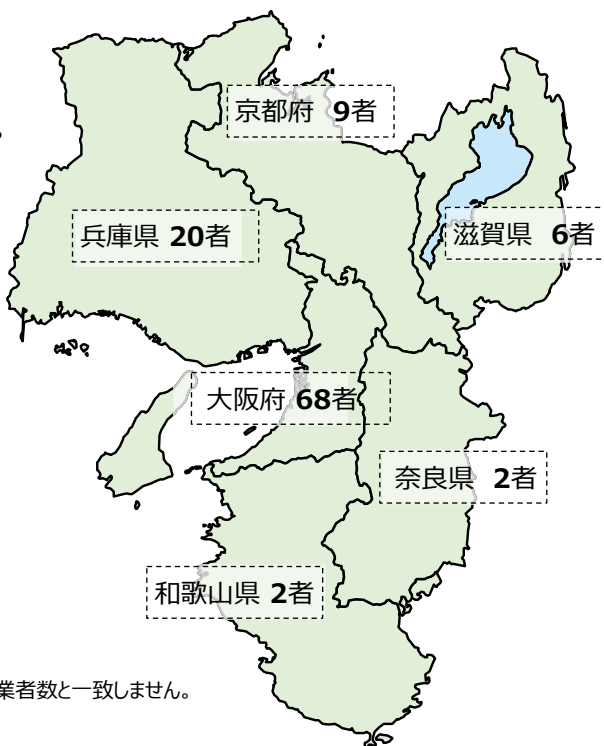
これらの事業者は、大型信書便物役務、3時間役務、高付加価値役務の各分野で様々なサービスを提供しています。

役務別の事業者数

大型信書便役務 : 92者

3時間役務 : 18者

高付加価値役務 : 63者



注1：管外で許可申請をした事業者を除きます。

注2：複数の役務を提供する事業者があるため、役務別の合計は管内事業者数と一致しません。